

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

1. 修正内容

(1) EAL 見直しの反映

「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の改正（2020年8月21日施行）等に伴い、緊急時活動レベル（EAL）の判断基準等の関連記載を変更する。

(2) 発電所組織の職務見直しに伴う変更

発電所内組織の職務見直しに伴い、発電所機能班の業務分掌、班名称等について変更する。

(3) その他

- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の改正に伴う変更
- ・読替内容の反映
- ・記載の適正化 等

以 上